

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年10月17日

1. 執行機関の別	2: 教育委員会
2. 都道府県名	東京都
3. 市区町村名	千代田区
4. 届出番号	4
5. 独自利用事務の事例番号	37-1-1(2)
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	https://www.city.chiyoda.lg.jp/koho/kuse/shisaku/johosesaku/index.html

執行機関名 千代田区教育委員会

知事等(教育委員会)が行う特別支援教育就学奨励費の支給に関する事務(負担金に係る事務)以外の事務であって、地方公共団体においてこれと同様に個人番号を利用する事務(補助金に係る事務)

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって主務省令で定めるもの	小学校若しくは中学校に就学する学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童若しくは生徒又は特別支援学級に就学する児童若しくは生徒の就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって区規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	26	
③番号法別表第2の項	37	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		千代田区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年千代田区条例第30号)別表第1第6の項 小学校若しくは中学校に就学する学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童若しくは生徒又は特別支援学級に就学する児童若しくは生徒の就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって区規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	特別支援学校への就学奨励に関する法律第1条	千代田区特別支援教育就学奨励費支給要綱(平成27年4月1日27千子学務発第41号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、教育の機会均等の趣旨に則り、かつ、特別支援学校への就学の特殊事情にかんがみ、国及び地方公共団体が特別支援学校に就学する児童又は生徒について行う必要な援助を規定し、もってこれらの学校における教育の普及奨励を図ることを目的とする。	第一条 この要綱は、小学校又は中学校若しくは中等教育学校前期課程(以下「小中学校」という。)に就学する学校教育法施行令(昭和28年政令第340号。以下「施行令」という。)第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童若しくは生徒(以下「児童・生徒」という。)の保護者又は特別支援学級に就学する児童・生徒の保護者の経済的負担の軽減措置として特別支援教育就学奨励費(以下「就学奨励費」という。)の支給をし、円滑な就学を支援することを目的とし、必要な事項を定めるものとする。
⑦独自利用事務の関連規範		千代田区特別支援教育就学奨励費支給要綱